

## 小動物外科専門医協会規約

平成 18 年 6 月 23 日 制 定  
平成 21 年 1 月 11 日 一部改正  
平成 21 年 6 月 26 日 一部改正  
平成 24 年 6 月 8 日 一部改正

(名称と事務所)

第 1 条 この協会は、獣医麻酔外科学会を基盤とする日本小動物外科専門医協会 (Japanese College of Veterinary Surgeons (JCVS) : 以下、「本協会」という。) と称し、事務所を東京都文京区弥生 1-1-1、東京大学大学院農学生命科学研究科獣医外科学研究室内にある獣医麻酔外科学会内に置く。

(目的)

第 2 条 本協会は、小動物外科専門医を養成し、もって小動物外科学の臨床ならびに学術の発展に寄与することを通じて、動物の福祉と社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 小動物外科学の臨床ならびに学術の発展に関する事項
- (2) 小動物外科専門医の育成に関する事項
- (3) 獣医外科学の卒後教育に関する事項
- (4) 本協会に対応する海外の組織との国際交流に関する事項
- (5) 本協会の活動についての広報に関する事項
- (6) その他、本協会の目的を達成するために必要な事項

第 4 条 この規約に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の議を経て規約施行細則で別に定める。

(会員)

第 5 条 本協会の会員は、以下の専門医からなる。

- (1) 小動物外科専門医
- (2) 小動物外科設立専門医
- (3) 小動物外科名誉専門医
2. 専門医は、別に定める研修プログラム制度またはそれに代わる資格審査によって専門医試験受験資格を得て試験に合格した獣医師、および外国において理事会で別に定める専門医資格を有し、理事会で別に定める資格審査申請書等に審査料を沿えて本協会に入会を申請して認定された獣医師。
3. 設立専門医は、本協会設立時に資格審査によって認定された獣医師。
4. 名誉専門医は、別に定める内規によって正会員の中から推薦され、総会によって承認された獣医師。
5. 専門医および設立専門医を正会員とし、名誉専門医を名誉会員とする。
- 6. 正会員は、理事会で別に定める更新制度に従って、5 年ごとに会員の更新のための資格審査を受けなければならない。** (6. 新規追加)
7. 正会員が退会を希望する場合には、理事会に申し出て退会することが出来るものとする。

(役員)

第 6 条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名および副会長 2 名を含む 10 名以上 12 名以内の理事
- (2) 監事 2 名
2. 役員は、総会において正会員の中から選出する。

3. 役員の任期は3年とし、再任は妨げない。
4. 任期中に交替した役員の任期は前任者の残任期間とする。
5. 役員の定年は、原則として獣医麻酔外科学会役員と同様とする。

(理事)

第7条 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

2. 会長は、総会で選出し、本協会を代表し、本協会の事業を総理する。
3. 副会長は、会長が推薦し、総会の承認を得るものとし、会長に事故があったときはあらかじめ定めた順位によりその職務を代行する。
4. 本協会に常置される二つの委員会の委員長および副委員長は、会長の推薦に基づき総会の承認を得て理事に就任する。
5. 会長が必要と認めたときは、会長は若干名の理事を推薦することができ、総会の承認を得るものとする。
6. 獣医麻酔外科学会会長は、理事会等に陪席できるものとする。

(監事)

第8条 監事は、獣医麻酔外科学会から推薦を受け、総会の承認を得て就任するものとする。

2. 監事は、監事会を構成し、年度毎に会務および決算を監査し、直近の理事会および総会に報告しなければならない。
3. 監事は、理事会および総会に出席して発言することができる。

(総会)

第9条 本協会の総会は、通常総会および臨時総会とする。

2. 総会は、正会員をもって構成する。
3. 総会の議長は、会長とする。
4. 総会は、あらかじめ提出された委任状を含む会員の2分の1の出席によって成立する。
5. 総会は、規約の変更、会員の除名、役員の選任・解任、事業計画・報告、および予算・決算などの重要事項等について審議し、出席者の2分の1以上の多数決によって議決することができる。
6. 規約の変更は、総会の議を経て獣医麻酔外科学会理事会に報告するものとする。
7. 会員を除名する場合には、議決前に本人に弁明の機会を与えなければならない。
8. 会長は、会員総数の4分の1以上の委員から請求があったときは総会を招集しなければならない。

(委員会)

第10条 本協会に、専門医認定事業に必要な資格審査委員会および試験委員会の2つの委員会を常置する。

2. 財務担当理事および広報担当理事は、会長が推薦し、総会で承認を受けるものとする。
3. 資格審査委員会および試験委員会の委員長および副委員長は、会長が推薦し、総会で承認を受けるものとする。
4. 理事会の議を経て、それぞれの委員会に小委員会を置くことができる。小委員会の委員は理事会で選任し、任期は3年とし、再任を妨げない。
5. 常置の委員会および小委員会の審議・執行事項は理事会が別に定める。
6. 理事会の議を経て、必要に応じて会長の下に特別または専門委員会を置くことができる。

(会計)

第11条 本協会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日とする。

2. 本協会の会費は、理事会で別に定め、総会の承認を得るものとする。ただし、名誉会員の会費は免除することができる。
3. 会計事務は、麻酔外科学会事務局で処理し、学会財務担当理事が掌握する。

4. 会計処理に関する規定は、必要に応じて細則として別に定める。

(解散)

第 12 条 本協会の解散は、総会において 4 分の 3 以上の議を経て、獣医麻酔外科学会総会の承認を得なければならない。

2. 解散後の財産は、獣医麻酔外科学会に帰属する。

(雑則)

第 13 条 本協会の業務の執行の方法については、細則に定めるもののほか、理事会でこれを定める。